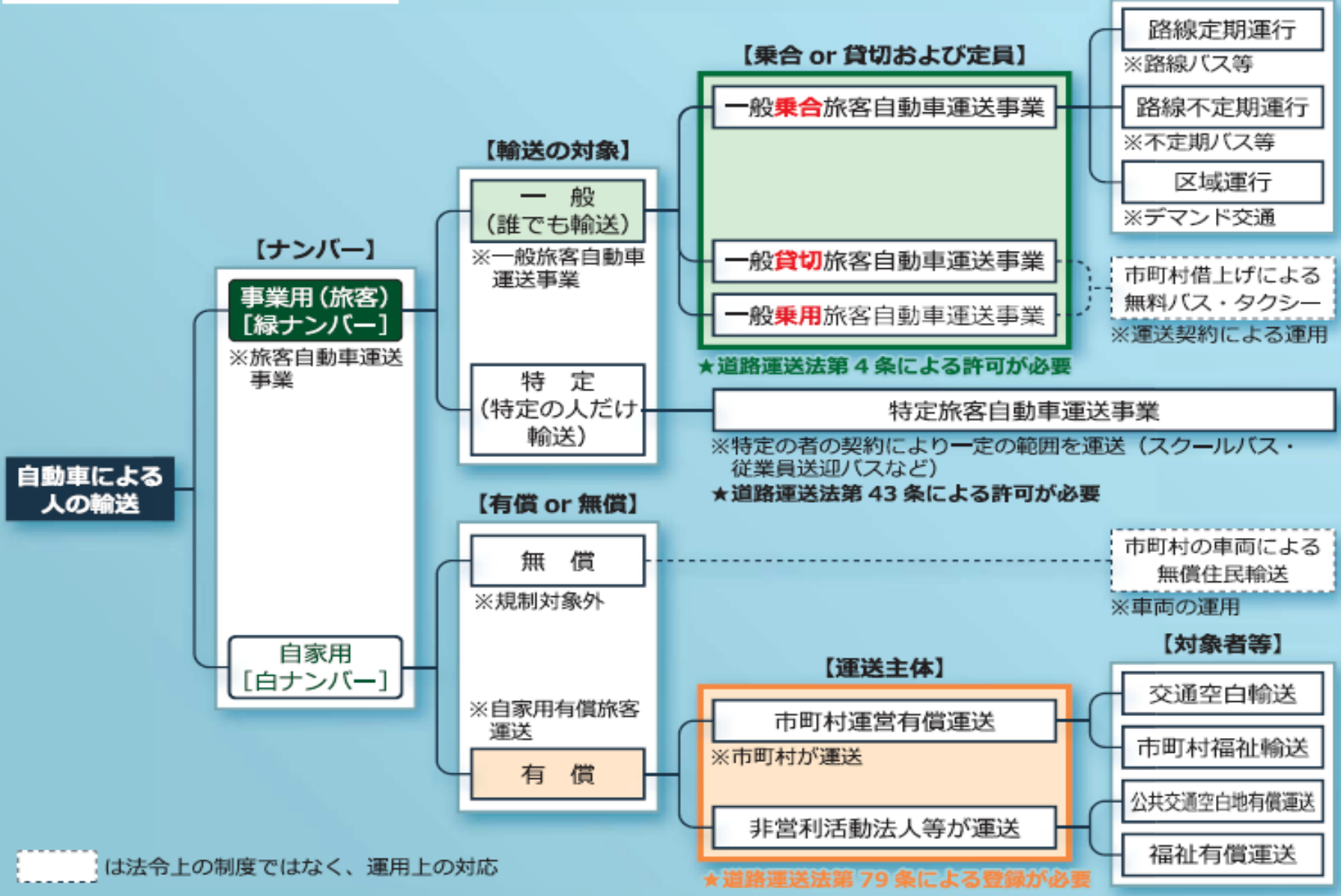


### 道路運送法の事業区分



は法令上の制度ではなく、運用上の対応

★道路運送法第79条による登録が必要

## 路線定期運行

特徴：予め定められた時間に定められたルートを行く（利用者がいなくても運行する）



## 路線不定期運行

特徴：利用者がある場合にのみ予め定められたルートを行く



## 区域運行

特徴：路線を定めず、予約がある場合のみ区域内を行く（ドアツードアも可能）



※ 路線不定期運行及び区域運行の実施には、地域公共交通会議等で協議が整っている必要があります。

## 一般事案

- ①標準処理期間 3ヶ月
- ②運行の態様 路線定期運行のみ
- ③運賃 上限運賃設定認可  
(標準処理期間3ヶ月)  
実施運賃届出(30日前)
- ④道路管理者・公安委員会への意見照会
- ⑤使用車両 乗車定員11人以上
- ⑥最低車両数 6両(路線定期運行)
- ⑦路線の廃止 6ヶ月前の事前届出  
※旅客の利便を阻害しないと  
地方運輸局長が認めるもの  
を除く

緩和

## 公共交通会議事案

- ①標準処理期間 2ヶ月
- ②運行の態様 路線不定期運行・区域運行も可能
- ③運賃 協議運賃届出(30日前)
- ④道路管理者への意見照会(路線定期・路線不定期)  
※公安委員会への意見照会は省略  
(構成員として同意している場合に限る)
- ⑤使用車両 乗車定員11人未満でも可  
※地域の実情に応じた設定
- ⑥最低車両数 地域の実情に応じ必要な輸送力の範囲  
※他事業(乗用・貸切)との併用も可
- ⑦路線の廃止 30日前の事前届出